

市民会館の使用料の改定内容

平成 28 年 3 月 17 日

改定内容

ア 大ホール等の使用料の改定

(現 行)

			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (17:30～21:30)
大 ホ ール	入場料を徴収しない場合	平日	22,000 円	38,800 円	49,300 円
		土曜日	26,200 円	47,200 円	61,900 円
		日曜日・休日	34,600 円	52,500 円	64,000 円
	300 円未満の入場料を徴収する場合	平日	34,600 円	52,500 円	64,000 円
		土曜日	40,900 円	56,700 円	67,200 円
		日曜日・休日	45,100 円	63,000 円	74,500 円
	300 円以上 500 円未満の入場料を徴収する場合	平日	45,100 円	63,000 円	74,500 円
		土曜日	50,400 円	70,300 円	81,900 円
		日曜日・休日	55,600 円	77,700 円	91,300 円
	500 円以上 1,000 円未満の入場料を徴収する場合	平日	56,700 円	78,700 円	92,400 円
		土曜日	66,100 円	92,400 円	106,000 円
		日曜日・休日	69,300 円	96,600 円	111,000 円
1,000 円以上の入場料を徴収する場合	平日	69,300 円	96,600 円	111,000 円	
	土曜日	81,900 円	114,000 円	132,000 円	
	日曜日・休日	84,000 円	117,000 円	136,000 円	
小 ホ ール	入場料を徴収しない場合	平日	5,900 円	8,400 円	12,000 円
		土曜日	7,200 円	10,800 円	14,400 円
		日曜日・休日	8,400 円	12,000 円	15,600 円
	500 円未満の入場料を徴収する場合	平日	8,400 円	12,000 円	15,600 円
		土曜日	9,600 円	13,200 円	16,900 円
		日曜日・休日	10,800 円	14,400 円	18,000 円
	500 円以上 1,000 円未満の入場料を徴収する場合	平日	16,900 円	24,100 円	28,900 円
		土曜日	19,300 円	27,700 円	32,500 円
		日曜日・休日	20,400 円	28,900 円	34,900 円
	1,000 円以上の入場料を徴収する場合	平日	22,800 円	32,500 円	39,700 円
		土曜日	27,700 円	38,600 円	47,000 円
		日曜日・休日	28,900 円	41,000 円	49,400 円
第一楽屋			600 円	800 円	900 円
第二楽屋			600 円	800 円	900 円
第三楽屋			400 円	500 円	600 円
第四楽屋			500 円	700 円	800 円
第五楽屋			800 円	1,100 円	1,200 円
第六楽屋			800 円	1,100 円	1,200 円
主催者準備室			1,400 円	2,000 円	2,600 円
リハーサル室			1,000 円	1,700 円	2,100 円
展示室			3,400 円	8,400 円	12,600 円
特別応接室			2,600 円	5,200 円	6,100 円

応接室	1,400円	3,100円	3,400円
-----	--------	--------	--------

※大ホール又は小ホールを営利目的に使用する場合の使用料の額は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の額の範囲内で市長が定める。

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:30)	夜間 (17:30~21:30)
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	28,600円	44,400円	60,800円
		土曜日・日曜日・休日	39,500円	57,700円	79,100円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	44,900円	66,600円	83,200円
		土曜日・日曜日・休日	58,600円	81,900円	96,800円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	69,300円	96,600円	120,100円
		土曜日・日曜日・休日	84,000円	117,000円	144,300円
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	76,100円	111,000円	127,600円	
	土曜日・日曜日・休日	98,900円	144,300円	167,700円	
3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	90,000円	125,500円	144,300円	
	土曜日・日曜日・休日	109,200円	152,100円	176,800円	
小ホール	入場料を徴収しない場合	平日	6,500円	9,600円	13,100円
		土曜日・日曜日・休日	8,500円	12,400円	17,100円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,800円	14,400円	19,700円
		土曜日・日曜日・休日	12,800円	18,700円	23,400円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,900円	24,100円	28,900円
		土曜日・日曜日・休日	20,400円	28,900円	34,900円
1,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	22,800円	32,500円	39,700円	
	土曜日・日曜日・休日	28,900円	41,000円	49,400円	
第一楽屋			780円	960円	1,000円
第二楽屋			780円	960円	1,000円
第三楽屋			510円	600円	680円
第四楽屋			650円	840円	960円
第五楽屋			1,000円	1,300円	1,500円
第六楽屋			1,000円	1,300円	1,500円
主催者準備室			1,800円	2,400円	2,700円
リハーサル室			1,300円	2,000円	2,300円
特別応接室			3,300円	6,000円	6,800円
応接室			1,800円	3,600円	4,100円

※大ホール又は小ホールを営利目的に使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の3倍又は3,000円（小ホールは1,000円）を超える入場料を徴収する場合の使用料の額のいずれか高い額の範囲内で市長が定める。

イ 視聴覚室等の使用料の改定

	現 行		改定後	
視聴覚室	1 時間当たり	900 円	1 時間当たり	1,000 円
調理実習室	〃	800 円	〃	920 円
第一教養室	〃	700 円	〃	780 円
第二教養室	〃	700 円	〃	780 円
第一会議室	〃	700 円	〃	780 円
第二会議室	〃	700 円	〃	780 円
第三会議室	〃	700 円	〃	780 円
第四会議室	〃	700 円	〃	780 円
第五会議室	〃	700 円	〃	780 円
第六会議室	〃	800 円	〃	890 円
第七会議室	〃	800 円	〃	890 円
和室（1）	〃	700 円	〃	780 円
和室（2）	〃	700 円	〃	780 円
特別会議室	〃	900 円	〃	1,000 円
展示室	ア（現行）の表参照		〃	2,700 円

改定の適用日

<市民利用施設予約システム対象施設の予約について>

平成28年10月から改定後の料金が適用となりますが、次の場合には改定前の料金が適用となります。

- ・市民利用施設予約システムでの抽選による申込みの場合は、平成28年9月までに抽選が行われたもの
- ・市民利用施設予約システムでの抽選期間終了後の空き施設の申込みの場合は、平成28年9月までに使用許可を受けたもの

お問い合わせ

市民局地域政策課

電話:022-214-6130 ファクス:022-211-1916

メールアドレス:sim004070@city.sendai.jp